

JIS A 5308改正説明会 質問一覧：JIS A 5308

No.	箇条番号	質問内容	回答
1	3.3	練混ぜ水に上水道水以外の水を用いる場合、配合計画書の「水の種類」への記入はJIS A 2水の種類より、「上水道水以外の水」のみとし、「地下水」等は不要と考えてよろしいでしょうか。	「上水道水」、「上水道水以外の水」、「回収水(上澄み水)」、「回収水(スラッジ水)」のいずれかを記入します。
2	3.4	3.4 戻りコンクリートで、“購入者の事情で不要となったもの”には、打設に使用したバケツやポンプ車等に残ったコンクリートも含まれますか？	運搬車からいったん排出されたコンクリートは、戻りコンクリートに含みません。
3	3.4	戻りコンクリートの定義についてですが、生産者都合(受注課と出荷課の伝達ミスにより購入者の申し出より多く出荷した場合など)で持ち帰ったものは戻りコンクリートにあたらぬという認識でよろしいでしょうか。	自工場に持ち帰ったものは、「戻りコンクリート」に該当します。
4	3.4	戻りコンクリートについての用語及び定義について購入者の事情で不要となったもの又は購入者の品質要求に適合しないもの →戻りコンクリート 荷下ろし時に残ったもの、若しくは運搬車のドラムに付着したもので自工場に持ち帰ったコンクリートは残コンクリートではないでしょうか？ 一括りに戻りコンクリートにするには違和感がある。	この規格では、自工場に戻ってきたコンクリートは、戻ってきた理由にかかわらず同様に処理されるため、「戻りコンクリート」としており、いわゆる「残コンクリート」とは使い分けていません。
5	3.7	3.7 上澄み水 パブリックコメントの段階では、「安定化スラッジ水からの水は、上澄み水に含めてもよい。」だったものが、「安定化スラッジ水は、上澄み水に含めてもよい。」に変更されている。3.6 スラッジ水に安定化スラッジ水を含むことが明確に規定されているものの、規格を読む側に誤解を与えやすい表現と考える。	安定化スラッジ水のうち、その品質を安定剤の構成成分を指標として管理する場合は、上澄み水として扱うことができる規定としています。 配合計画書には、回収水(上澄み水)と記載します。ただし、目標スラッジ固形分率の上限は6%となります。 また、スラッジ水の使用方法は“B方法”と記載します。
6	9.1.3 a)	9.1.3 ミキサ a)について、今後、新規にミキサを導入又は入替を行う際も、現行の「表8-ミキサの要求性能」を社内規格で規定した上で、これを満たしていることを形式証明などで確認できれば、この要求に適合していると解釈してもよいか。	新たに導入するミキサには、JIS A 8603-1及びJIS A 8603-2に適合するもの、又は同等の性能であることを要求しています。性能の確認は、ミキサ製造業者がJIS A 8603-1及びJIS A 8603-2に基づいて行った型式試験結果によって行うこととなります。
7	9.2.1 c)	収縮低減剤の使用方法について、①工場のミキサへ添加とあるが計量器に通さず直接ミキサへ添加することが可能なか。また添加した場合の配合計画書、納入書等の記載については必要なか。	9.2.1 c)に従い、質量又は容積で計量します。 収縮低減剤は、JIS A 6211で混和剤と定義されていますので、JIS A 5308においても混和剤として、配合計画書及び納入書への記載が必要です。
8	9.2.1 d)	9.2.1製造方法における混和材料の計量方法の変更について、「購入者が指定する方法」という事を生産者はどのような証票で残せばよいでしょうか？口頭合意でいいのか、それとも文章として残すべきなのか教えていただけると幸いです。	購入者が指定した方法について、記録する内容及び記録形式は規定していません。 受渡し当事者間で合意した方法を採用してください。
9	9.2.1 e)	9.2.1計量方法 について、BBとNを混合する場合、異なるセメントメーカーでの混合は良いのか？高炉スラグ微粉末やフライアッシュも異なるメーカーでの混合は良いのか？	9.2.1 e) 3)の規定に従って累加計量する場合に、普通ポルトランドセメントと高炉セメントB種の混合が可能となります。 この場合、セメントの製造業者が異なっていても構いません。 ただし、2種類の高炉スラグ微粉末の混合は、JIS Q 1011で禁止されています。
10	9.2.1 e)	普通セメントと高炉セメントの累加計量についてですが、普通セメントの生産メーカーが〇〇社、高炉セメントの生産者が▲▲社であってもBA+としてJIS製品で良いのでしょうか？	No. 9で回答。

JIS A 5308改正説明会 質問一覧：JIS A 5308

No.	箇条番号	質問内容	回答
11	9.2.1 e)	<p>・41ページ：9.2.1 計量方法 3)に普通ポルトランドセメント及び高炉セメントB種を混合した場合のセメント記号(表3参照)は「BA+」とするがあるが、表3にBA+の記載はない。明確に表3に記載すべきではないでしょうか。</p> <p>・32ページ：n)水セメント比及び/又は水結合材比の目標値の上限値とあるが、「及び/又は」では不明確である。どちらかに出来ない理由は何でしょうか。</p>	<p>今回の改正では、「普通ポルトランドセメント」と「高炉セメントB種」の組合わせに限って、セメント同士の混合を認めました。今後、混合できるセメントの組み合わせが増えた段階で、表3への追加を検討する予定です。</p> <p>「及び/又は」は、「及び」、「又は」のいずれの場合もあること表す記述です。</p>
12	9.2.1 e)	改正案 9.2.1 e) は、個々の材料を個別計量する(累加計量をしない)場合は、自動算出した単位量を納入書へ示さなくても問題ないという解釈で良いですか？	<p>その通りです。</p> <p>9.2.1 e)は、セメント及び混和材を累加計量する場合の規定です。</p>
13	9.2.1 e)	セメントと混和材の累加計量に関する改正案では、計量システムの大幅な改造が必要となり、特に小規模施設や古い設備では運用上の困難が生じます。経済的負担も大きいので、累積計量の許容差の判定基準を現行基準との選択式にするなど柔軟に設定できないか？	<p>JIS Q 1011では、計量値の許容差が同じ材料を累加計量する場合は、①最初の計量値及び累加した合計値、②個々の材料の計量値、のいずれかで合否を判定することを規定しています。</p> <p>また、計量値の許容差が異なる材料(セメントとフライアッシュなど)を累加計量する場合には、上記②で判定することを規定しています。</p>
14	9.2.1 e)	<p>セメントと膨張材の累加計量について</p> <p>N: 600kgと膨張材40kgの場合</p> <p>セメント計量器秤量1000kg(精度等級3級、使用公差は500kg迄1kg、501kg~1000kg迄2kg)</p> <p>膨張材の許容誤差は±2%で39.2kg~40.8kgだが使用公差は640kgの時2kgとなり計量精度が保てない。</p> <p>つまり秤量に対してあまりに少ないものは量れないという解釈で良いか。</p>	<p>その通りです。</p> <p>各材料について、計量精度を確保する必要があります。</p>
15	9.2.1 e)	<p>3種累積の質問です。</p> <p>①セメント(許容誤差±1%)、②混和材(許容誤差±2%)、③混和材(許容誤差±2%)をこの順番で累積した場合は、①は個別、②は個別、③は個別、累積どちらでも判定可能という解釈でよいか。</p>	セメントの計量値及び累加した各混和材の計量値で判定します。1バッチの計量操作において、個々の計量値による判定と合計値による判定を混在させることを認めていません。
16	9.2.1 e)	NとBBを累加計量する際は、計量印字記録から自動算出した単位量を納入書へ記載するとありますが、NとBBを違う計量器で個別に計量する場合は、標準配合や修正標準配合を納入書へ記載するという認識で問題ないでしょうか。	個別の計量器を使用する場合は、累加計量の規定は適用されません。
17	9.5	購入者と協議の上、運搬時間の限度を短縮し、配合計画書に記載した場合、納入時の運搬時間が記載した時間を超えてしまった場合には、1.5時間以内であってもJISマークを抹消しなければならないのでしょうか。また、延長する場合、延長時間の限度はないのでしょうか。	協議で1.5時間以内に短縮した場合であって、その時間を超えた場合は、JISマークの抹消が必要です。延長時間の限度はありません。
18	9.5	<p>9.5運搬</p> <p>運搬時間を短縮、延長した場合に根拠資料を作成したとして、JISマークは付けられるのでしょうか？</p> <p>運搬に関してJISマークが付けれる、付けれないどちらかになると思いますが、指定事項で材齢や空気量など、28日や4.5%から変更になった場合も同じ考え方で良いのでしょうか？</p>	<p>協議によって運搬時間の限度を短縮又は延長した場合も、JISマークの表示は可能です。呼び強度を保証する材齢、空気量の値も同様です。</p> <p>ただし、荷卸し地点の品質を保証する必要があります。</p>
19	9.5	運搬時間の延長の限度は、どのように定めれば良いのですか？購入者が了承すれば、何時間でも良いのですか？	No. 18で回答。

JIS A 5308改正説明会 質問一覧：JIS A 5308

No.	箇条番号	質問内容	回答
20	9.6	本改正で回収骨材の生産者側での対応が緩和されたと認識しますが、一方需要家側（発注者）が受け入れ難いということでJISに取り入れられて以降もそれほど活用されていないとも思われます。報告として「平成29年度建築基準整備促進事業S26」もあり、根拠も示されている中で、「懸案事項」として継続審議となる理由と今後の協議の中で環境対応として同骨材の利用普及に関してどのような施策が考えられるのでしょうか。	「回収した骨材」の品質データ及び管理状況に基づいて、発注者と購入者の理解を得ることが肝要と思われます。
21	9.6	回収骨材B方法の運用管理について JISとしては、「回収骨材と新骨材の単位量を別々に記載することは求めている」はすが、標準化する際、認証機関の指導により配合計画書にも置換率に応じた単位量を記載するよう求められました（納入書も）。この管理だと、ある現場50m3予定に対し、B方法配合30m3から引続き新骨材20m3の出荷とせざるを得ない場合、配合計画書も別、納入書も別となる為、製造者・購入者ともに利用しづらいです。回収骨材の利用促進に向けて、認証機関の解釈の統一をはじめ、JIS本体でも納入書に「20%以下」のみの記載に変更し、一つの識別で配合計画書・納入書が管理できるよう、実際の現場で扱いやすくなるように見直ししてほしい。	ご意見の通り、JIS A 5308では“回収骨材の単位量”と“新骨材の単位量”を別々に記載することは求めておりません。配合計画書には回収骨材の使用方法（A方法又はB方法）のみを、納入書には実際に用いることができる回収骨材の量を考慮して、用いた回収骨材の置換率（A方法は”5%以下”）を記入します。ご不明な点は、各JIS登録認証機関にお問い合わせください。
22	10.1	10.1試料採取方法について 取り除く試料を20L～50Lに変更するのは説明資料でもあるように問題なく、かつ、根拠資料も別途作成する必要はないと思ったのですが、JISQ1011改正の要点P.28の表に（変更する場合の根拠資料）とあるのは、回転速度と秒数の関係をまとめないといけないのでしょうか？いつ均質になるのかといったような。従来だと高速回転30秒が中速回転だと60秒必要になるとか？	JIS A 5308では、均質なコンクリートを試験に供することを規定しています。技術資料の整備など、具体的な対応は各JIS登録認証機関へお問い合わせください。
23	11.2	強度の検査に用いる供試体を工場出荷時に運搬車から採取する場合、割増し等を行う必要があるのでしょうか？	工場出荷時に運搬車から強度試験用供試体を採取する場合にも、従来通り、荷卸し地点で納入書に記載された容積を下回らないように管理する必要があります。
24	11.2	強度の工場出荷時に運搬車から採取した試料で作成してもよいということで運搬車1台から工場出荷時に20L～50L取り除き試料採取、現場で製品試験する際も20L～50L取り除き試料採取する最大で100L取り除き試料採取する事になるのですが容積を下回らないように工程試験のように0.1m3足すようにしないといけないのでしょうか？	No. 23で回答。
25	11.2	JIS A 5308の品質「強度」では、3回の試験結果の平均値と記載されており、3回の試験を1ロットとは記載されていない。3回の試験結果ごとに区切ることにより、次の場合「呼び強度21で1(23.0)、2(20.5)、3(20.0)、4(21.0)、5(20.0)、6(24.0)」では、1ロット目(21.2)、2ロット目(21.7)の平均値となるが、移動平均値では4(20.5)、5(20.3)となり、不適合が検出されない場合があるのでは。3回の試験結果を群として、判定して良いのでしょうか。	11.2で「3回の試験は、水セメント比と強度との関係が同一で、かつ、同じ呼び強度のものであれば、スランプ又はスランプフローが相違しても、同一ロットのコンクリートとしてもよい。」と記述し、3回の試験で1ロットを構成することを規定しています。ご質問の例では、次のように判定します。 1ロット目：No. 1～3 2ロット目：No. 4～6 なお、移動平均を用いた場合、適合性の判定を終えた製品に対する再評価を伴いますので、関係する各方面の合意形成が必要になります。
26	11.2	JIS A 5308の品質「強度」では、3回の試験結果の平均値と記載されており、3回の試験を1ロットとは記載されていない。3回の試験結果ごとに区切ることにより、不適合が検出されない場合があるのでは。	No. 25で回答。

JIS A 5308改正説明会 質問一覧：JIS A 5308

No.	箇条番号	質問内容	回答
27	11.3 11.4	現在、製品検査時のスランプ又はスランプフロー、空気量は、強度検査用の供試体作製時に検査が必要として同一運搬車で実施しています。 工場出荷時に供試体を作製した場合、その運搬車と同一である必要が無いのであれば、工程や製品に異常が無い場合、製品検査のスランプ等は不要と判断して実施しなくても良いのでしょうか。	11.2に強度の試験頻度を規定していますが、スランプ又はスランプフロー及び空気量は、11.3で必要に応じて試験を行うことを規定しています。 なお、荷卸し地点でスランプ試験等を行う場合、試料を採取する運搬車は、工場出荷時に供試体試料を採取した運搬車と必ずしも同一である必要はありません。
28	11.3 11.4	「11.2 強度 強度の検査に用いる供試体は工場出荷時に採取してもよい」とされ、「11.3 スランプ又はスランプフロー、空気量の検査頻度は適宜」とされています。供試体を工場出荷時に採取した場合、スランプ又はスランプフロー、空気量の検査は、強度採取した同じトラックアジテータにより荷卸し地点で試験する必要はないと理解してもよろしいのでしょうか。	No. 27で回答。
29	11.3 11.4	これまでは荷卸し地点にてスランプ又はスランプフロー、空気量の試験を行い、合格であれば供試体を採取していましたが、供試体を工場出荷時に採取し、荷卸し地点ではスランプ又はスランプフロー、空気量の試験をあまり行わないケースもあるかと思えます。その場合、スランプ又はスランプフロー、空気量の製品検査頻度が少なくと思えますが、それでも構わないのでしょうか。ただし、購入者の受入検査を頻繁に実施しており、その結果は工場試験員が立ち会ったり聞き取りで把握はしています。	No. 27で回答。
30	11.3 11.4	「箇条：強度（11.2）改正概要：供試体の工場採取が可能、高強度コンの強度試験頻度低減」の中の説明で、説明会スライドP48「スランプ又はスランプフロー、空気量は製品検査は荷卸し地点で〔必要に応じて行う〕（2019年版のJIS A 5308から変更なし）」とありますが、〔必要に応じて行う〕の解釈を教えてください。また、〔必要に応じて行う〕はどのような状況想定しているのか？また〔必要に応じて〕ということ、行わなくてもよいのか？	No. 27で回答。 ※レディーミクストコンクリートの品質を保証するためには、定期的に製品検査を行う必要があります。スランプ及び空気量の検査は、品質保証が行える頻度を各々の工場が設定し、試験を実施し、その結果が安定していると判断できる場合に、検査回数を減らすこととなります。
31	12.1 表9	○配合計画書(12.1 表9)の備考について。 配合計画書の備考欄に「スラッジ固形分をコンクリートの容積に含める場合、水の単位量は“水の質量”と“固形分の質量”とに分けて記入する q)」と記載がありますが、これは「注釈q」と重複する内容と考えます。スラッジ水の使用方法に関わらず、配合計画書の備考欄に「注釈q」と同様の内容を常に表示する必要はあるのでしょうか。	スラッジ固形分の扱いを購入者にも理解しやすくするためのものです。スラッジ固形分をコンクリートの容積に含める場合は、記載してください。
32	12.1 表9	・54ページ、55ページ 使用材料、単位量欄の記入欄を増減しても良いとあるが、配合計画書のスペース（A4）には限りがあり、A4では入りきれない事が考えられる。 （例えばセメント2本、骨材の混合品の記入でアルカリシリカ反応が異なる場合（3種+単品）等）2ページになってしまう事は考えられるが良いのでしょうか。	配合計画書は表9（配合計画書）の様式に従って、1ページに収めてください。 全体の記入欄を調整すれば、1ページに収めることができます。
33	12.1 表9	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）改正案（本体）新旧対比表について 12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料 ・配合計画書の様式に説明用に付けられている注釈は提出物には不要と明記してほしい。生コン工場は購入者がJISの内容に疎い事からJISの様式には注釈があるのだから、その通り書式（注釈のa), b), c) や、この説明文）の書式を求められることが多々ある。	配合計画書の「注」は、発行者が不要と判断した場合、記載しなくても結構です。 次回改正時に検討したいと思います。

JIS A 5308改正説明会 質問一覧：JIS A 5308

No.	箇条番号	質問内容	回答
34	12.1 表9	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）改正案（本体）新旧対比表ついて ・配合計画書の備考欄に赤字で追記された「スラッジ固形分率を・・・分けて記入する」の文言は備考に固定的に印字する内容ではないのではないか。固定的に必要なであれば次ページの注 q) に移動していただきたい。ここにあると固定的な印字と勘違いする。	No. 33で回答。
35	12.1 表9	同一現場での配合計画書の提出にあたり、同一配合で「水の種類」が「上水道水以外の水」の場合と、「回収水（スラッジ水）」の場合があり、目標スラッジ固形分率の表示の有無から、それぞれに作成・提出しているが、スラッジ固形分率の限度を1%未満として上水道水以外の水と同じ標準配合を用いている場合、1枚の配合計画書とすることは可能でしょうか。可能な場合は、その記入方法をご教示ください。	スラッジ固形分率が1%未満であっても「水の種類」は「回収水（スラッジ水）」に分類されるため、それぞれのコンクリートについて、配合計画書を作成・提出してください。
36	12.1 表9	レディーミクストコンクリート配合計画書及び納入書・スラッジ固形分をコンクリートの容積に含める場合の記入方法で記載例にあるように単位セメント量300kg/m ³ 、単位水量180kg/m ³ 、スラッジ固形分6%の場合、水の単位量に180+18と記入するが水セメント比は60.0%でよろしいでしょうか？	その通りです。 スラッジ水では、スラッジ固形分を除いた水の質量と単位セメント量から算出します。
37	12.1 表9	表9レディーミクストコンクリート配合計画書の指定事項（任意）において舗装コンクリートを標準化していなくても舗装コンクリートの強度試験方法欄を設けなければならないのか？また設けたとして該当しない場合は“-”でよいのか？	“-”，“該当なし”等を入力することによって、記載漏れでないことを明確にしてください。
38	12.2	自動表面水測定装置及びスラッジ水自動濃度計の結果は、どの様に残せばよいのでしょうか。 （測定結果が秒刻みで出力される装置もあり納入伝票及び計量印字装置は分刻みで記録されている。測定結果の照合が難しい）	各材料の計量値を設定する質量計算に用いた表面水率とスラッジ水の濃度を記録します。
39	12.2 表10	納入書について 表-10の書式は「配合の種類」の順番は変更不可という認識で間違いはないでしょうか？	その通りです。 表10（納入書）の順番を採用してください
40	12.2 表10	○納入書（12.2 表10）の電子化について。 説明会のテキスト P. 29（12）納入書に「電磁的記録を用いる場合も同様の様式とする」と記載があります。一方、その記載の下に「具体的な様式は示さないが、受渡し当事者間で誤解が生じない様式とすることが必要」と記載があります。「受渡し当事者間で誤解が生じない様式」を満たせば、紙と同じ様式で表示しなくても良いのでしょうか。	記載事項と記入欄の配置は、表10（納入書）と同様にすることを要求しています。
41	12.2 表10	52ページ、57ページ：「なお、電磁的記録を用いる場合も同様の様式とする」とあり、同様の様式とは紙媒体と同様式とあるが、理由は何か。ここで前提としているデータ形式は紙媒体と同じとなるとPDFや画像データ（いずれも改竄可能。PDFは設定によりロック可能ですが解除するには手間がかかる）と言う事でしょうか。DXを考慮するのであれば、その後のデータ活用が出来るデータ形式にした方が良いのでしょうか。	ディスプレイの表示、プリントしたときの様式が、表9（配合計画書）及び表10（納入書）と同様であることを求めています。 データ形式は規定していません。
42	12.2 表10	12.2納入書：電磁的記録への対応として荷受職員・出荷係の認印又はサインを署名又は記名に改正されますが、認印は不可となるのでしょうか？	「記名」には、捺印、印字を含みます。

JIS A 5308改正説明会 質問一覧：JIS A 5308

No.	箇条番号	質問内容	回答
43	12.2 表10	舗装コンクリートの試験方法を協議の上、圧縮強度にした場合の計画書及び納入書の記載方法ですが、呼び方については舗装コンクリートのを記載した場合（4.5-6.5-40N）強度試験は圧縮強度になるので判定強度が分かりにくいのですが、備考に必要な圧縮強度を明記するような方法で良いのでしょうか？ 圧縮強度 ON/mm^2 以上とか？ 今後、認証維持審査時にも適用できる可能性はあるのでしょうか？	舗装コンクリートの強度は、これまで通り曲げ強度で管理します。 製品検査に圧縮強度試験を適用した場合においても、圧縮強度から換算した曲げ強度で判定します。 購入者から要求があった場合には、試験結果の提示方法を協議してください。
44	12.2 表10	(12)納入書(12.2.表10) ①納入書の配合表欄に記入した単位量から算出した値を記入 とありますが、標準配合・修正標準配合の場合でもそのようにするのですか。 テキストでは「計量値から算出した単位量を記入する場合の計算方法」と記述があることから、標準配合・修正標準配合の単位量は計量値から算出していないのだから、従来通り配合計画書の値を記入するので良いのだと受け取れると思いますが。 要は、納入書の配合表欄に記入した単位量から算出した値を記入するのが、 ・配合の種別に依らない（全ての種別を対象） ・配合の種別が、計量値から算出した単位量を記入する場合（標準配合・修正標準配合を除いた残り3種） のどちらなのか、明確にしたいと思います。	「配合の種別」によらず、納入書の配合表欄に記載した単位量から水セメント比や細骨材率を計算します。 「標準配合又は修正標準配合」の場合は、配合表欄に配合計画書の値が記載されますので、結果として計画書から算出した値と同様になります。
45	12.2 表10	納入書 注d)の納入書に記入した単位量から算出した値の、水セメント比・水結合材比及び細骨材率の、桁数はどこまで表示すれば良いのでしょうか。	水セメント比・水結合材比及び細骨材率の表示桁数は、特に規定していません。
46	12.2 表10	12.2 b)で「混合して使用した細骨材及び粗骨材の単位量は、それぞれの計量値を混合割合で合計して平均した値を用いる。」となっているが、この場合単位量は、骨材の種類別に求めれば良いのですか。	細骨材及び粗骨材のそれぞれについて、種類ごとに単位量を求めます。
47	12.2 表10	12.2 b)での設定値の単位量とは、現行JISでは、全生発行の「単位量計算表.xls」を参考にし、骨材の表面水を含んだ値が設定値の単位量として比較しているが、改正JISでは設定値の単位量は配合計画書の値で、計量値の単位量は「単位量計算表.xls」の参考値を指しているのですか。	「設定値の単位量」は「計量器に設定した単位量」であり、現行のJISと同一です。
48	12.2 表10	(12)納入書で計量値から算出した単位量を、配合計画書の単位量と、安易に合否判定に用いられないよう配慮し、注記が追加されたと講習会で説明されたが、12.2 b)では、表8を満足しなければならないと記載されている。判定の方法はどのように行えば良いのでしょうか。	配合計画書の単位量と納入書に記載した計量記録から算出した単位量との差は、注記に述べた理由により表8（計量値の許容差）を満足しない場合があります。 12.2 b)では、「設定値の単位量（計量器に設定した値）」と「計量記録（実際の計量値の平均値）」との差が表8を満足することを要求しています。
49	12.2 表10	配合計画書「注r)で空気量調整剤は、記入する必要はない」となっているが、納入伝票の単位量も同様として良いのですか。	納入書も同様です。
50	12.2 表10	セメントBA+の累加計量の場合 表10ーレディーミクストコンクリート納入書の配合表セメント欄はNとBBの個別質量を印字するのか？	配合計画書と同様に、NとBBのそれぞれについて単位量を記載します。
51	附属書JA JA.10	JISA5308附属書JA.10 骨材の塩化物量試験に用いる電位差滴定法を使用している試験機器の一覧表などはございますか。使用できる試験機器のすべての名称を知りたいです。	JIS K 0113に適合する電位差滴定装置の製造メーカーにお問い合わせください。

JIS A 5308改正説明会 質問一覧：JIS A 5308

No.	箇条番号	質問内容	回答
52	附属書JA JA. 10	JA. 10 骨材の塩化物量試験の2回の平均を少数点以下3桁で丸めて0.000になった場合や電位差滴定装置の定量範囲以下（検出できない）の試験結果の場合にはどのように表示したらいいのでしょうか？成績書にそのまま0.000で表示してもいいのでしょうか？もしくは「検出限界未滿」「0.001以下」などの表記でしょうか？	”0.000”と記載します。補足情報として「検出限界未滿」等を追記することは構いません。
53	附属書JB JB. 4	附属書JB：JB. 4アルカリシリカ反応抑制効果のある混合セメントなどを使用する抑制対策の方法 b)において抑制対策効果があると確認された単位量とは？高炉スラグ微粉末、フライアッシュについてはそれぞれセメントとの置換率が参考になるが、火山ガラス微粉末の場合どのように考えればよろしいのでしょうか。	信頼できる技術資料（JIS A 6209解説等）に基づいて、単位量を定めてください。
54	附属書JC JC. 5	JC. 5 顧客が「上澄水」と申請してきた場合も「上澄み水」へ訂正が必要でしょうか？	依頼時の情報を訂正いただく必要はありませんが、次回以降の試験依頼では“上澄み水”と表記いただくようご説明ください。
55	附属書JC JC. 5. 2	当工場では安定剤は使用せず固形分率2.0%で製造している。その場合容積は配合に含めてもよいとあるが、含めず従来通りのやり方でよろしいのでしょうか？その場合計画書にも固形分の質量は記載しなくてもよろしいのでしょうか？	スラッジ固形分の容積を配合に含めない場合は、「水の単位量」に固形分量の記載は不要です。ご質問の例では、配合計画書のスラッジ水の使用方法欄に「A方法」、目標スラッジ固形分率欄に「3%以下」と記載します。
56	附属書JC JC. 5. 2	表JC. 3には「スラッジ固形分の容積は配合に含めてもよい、もしくは含める」と規定されていますが、スラッジ固形分の容積を算出するには乾燥したスラッジ固形分の密度が必要だと思います。JIS A 5308改正案や「JIS A 1806スラッジ水の濃度試験方法」を調べた限りでは、密度の測定方法が規定されていません。スラッジ固形分の容積はどのように算出すればよいのでしょうか。	スラッジ固形分の密度の求め方として、 ①スラッジ水の濃度（JC. 7. 2. 6）とピクノメータで求めたスラッジ水の密度から算出する方法、②セメントの密度試験に準ずる方法などが考えられます。
57	附属書JC JC. 5. 2	スラッジ固形分を容積に含める場合、容積を求める為のスラッジ固形分の密度は、どのように定めれば良いのでしょうか。	No. 56で回答。
58	附属書JC JC. 5. 2	JIS A 5308附属書JCについて ・表JC-3のA法で目標値として1%未滿となっているがこの場合、低濃度スラッジ法でも目標固形分率を固定して演算する方法でも同じ表現となるのか？（現在、目標固形分率0.9%で演算によってスラッジ水を使用しているが、今後1%未滿と記入すべきなのか？） ・スラッジ固形分の取扱いについて【含めてもよい】と表現されているが、これは含めても含めなくても良いということですか？ ・容積は配合に含めるとあるが具体的な計算方法また修正方法を知りたい。	・今後は「1%未滿」と記入してください。 固形分率が1%未滿であれば、管理方法にかかわらず「スラッジ固形分」を水の質量に含むことができます。 ・「含めてもよい」は、「含める」、「含めない」のいずれでもよいことを意味しています。 ・容積の求め方は、No. 56で回答。
59	附属書JC JC. 5. 2	表JC. 3について 配合計画書の水の欄にスラッジ固形分を入れると現場で水セメント比の確認の時にごちゃごちゃになると思います。 備考欄への記入に変更すべきではないのでしょうか？ コンクリート標準示方書も計量誤差を加味した水セメント比2%減の指定を行うようですが、水の欄に記入すると誤解が生じると思います。	配合計画書の配合表の水の単位量欄に「スラッジ固形分量」を記載しないと、コンクリートの容積が 1m^3 を満たさないこととなります。
60	附属書JC JC. 5. 2	スラッジ水6%以下で使用する場合 容積は配合に含めるとは、 セメント300kgに対し固形分率6%の時、 $300 \times 6\% = \text{固形分量} 18\text{kg}$ を密度で除算し容積を求め コンクリート1000Lに含めると言うことですか。 また固形分量の密度はどのように求めるのですか。	その通りです。 スラッジ固形分の密度の求め方は、No. 56で回答。
61	附属書JC JC. 5. 3	スラッジ水の濃度管理で、バッチ濃度調整方式で管理する場合、自動濃度計の使用は不可ですか。	自動濃度計を使用しても構いません。

JIS A 5308改正説明会 質問一覧：JIS A 5308

No.	箇条番号	質問内容	回答
62	附属書JE JE. 7	附属書JE 安定化スラッジ水の使用法 スラッジ固形分率3%を超え6%以下で使用する条件について、(1)安定剤を使用、(2)バッチ濃度調整法、(3)スラッジ水中の安定剤の残存量と硫酸イオン濃度を管理・・・これらを全て満たす必要があると考えるが、規格からは(3)は必ずしも絶対条件であるとは読み取れない。	JE. 7 c)は、絶対条件ではありません。安定剤の構成成分を定量的な方法で管理しない場合でも、JE. 3. 1で安定剤の添加量を定め、JE. 4～JE. 7に従えば、安定化スラッジ水を使用することができます。
63	附属書JG JG. 3	附属書JG軽量型枠：JG. 3管理方法においてJG. 4. 1, 4. 3はJIS A 1132によって試験してもよいと規定があります。その場合、JG. 1型枠の品質ではなくJIS A 1132 5. 5供試体の形状及び寸法の許容差により型枠の精度を評価してよろしいのでしょうか？ 例) 100×200mmの供試体の場合、高さの許容差が2mm一方で10mmと違います。管理する側は、JIS A 1132の供試体の精度が確保されていれば問題がないと思うのですが、いかがでしょうか。	品質はJG. 2 (表JG. 1) によります。
64	附属書JG JG. 3	テキスト41ページ(21) 軽量型枠 繰り返し使用する型枠について全数試験を行う。(鋼製型枠と同様に管理)と説明されていましたが、2019改正説明会の質問回答(JISQ1011) 78番では「抜き取り検査を否定してはけません」と回答されています。鋼製型枠と同様ではないと思います。	今回の改正で、「繰り返し使用する型枠」は定期的に全数試験を行うことを規定しました。
65	附属書JG JG. 4	附属書JG軽量型枠JG4. 3. 2平面度…両端部位置を結ぶ直線に対する中心部の凹凸を各側線ごとに求め…る時、端部1凸(プラス)一端部2凹(マイナス)の場合、中心点から側線の距離は(プラス+マイナス)/2となり理論上±0になる可能性があるのに対し、JIS A1132 5. 5b)の平面度は、注3)…平面部分の最も高い所と低い所を通る二つの平行な平面…この平面間の距離…とあり、中心0として測定した時の最高点凸(プラス)、最低点凹(マイナス)では絶対値の合計となり、平面度の数値というものに相違が生じるが、軽量型枠の管理については、JG4. 3. 2の平面度のみを測定すればよい、A1132 5. 5b)の平面度は確認しなくてよい、ということでしょうか。	軽量型枠の試験は、附属書JG JG4. 3. 2(平面度)又はJIS A 1132 5. 5 b)のいずれかで行えばよいことを規定しています。
66	附属書JG JG. 4	附属書JGのJG4. 3. 2(平面度)及びJG4. 3. 3(直角度)に、「供試体3個の最大値を試験結果とする」とありますが繰り返し使用する型枠の場合、供試体1個の結果で判定するのでしょうか。	その通りです。 繰り返し使用する(全数検査を行う)型枠の場合は、各供試体の試験結果によって、型枠の品質を判定することになります。
67	その他	普通ポルトランドセメントと高炉セメントの累加計量が可能とありましたが、プレキャストコンクリートでも累加計量してもいいのでしょうか？ また回収骨材もプレキャストコンクリートに使用してよろしいのでしょうか？	プレキャストコンクリートについての該当する規格に従ってください。
68	その他	改正の時に社内規格を変更するのですが、附属書の番号変更や種類及び区分の箇所ではアルファベット番号を途中で追加されるとその後の番号をすべて変更しなければならない。改正の度に社内規格の変更だけでもかなりの負担になる。現場の意見は聞いているのですか？周りのプラントも同じ意見です。	JIS A 5308の改正は、購入者及び生産者からの要望に基づいて審議が行われて規定されました。 ご対応をお願いします。